

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和5年9月29日(金) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 11時00分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番	山下 栄	2番	森 信幸	3番	長友 順子
4番	井尻 恵雄	5番	戸高 一志	6番	橋口 裕二
7番	佐光 真美	8番	河野 博子	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	江藤 宗武	11番	佐藤 伸義	12番	永友 昭
13番	河野 伊栄雄	14番	林田 泰代	15番	樽見 一寛
16番	黒木 正行	17番	有澤 章	18番	阿部 洋子

4 欠席委員

5 議事日程

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第51号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 第5 議案第52号 農地法第4条の規定による申請の承認について
- 第6 議案第53号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 第7 議案第54号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
- 第8 議案第55号 農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
- 第9 その他(合意解約、行事予定)

6 会議録署名委員 6番 橋口 裕二 7番 佐光 真美

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長	大山 幸男	局長補佐	今井 孝洋	係長	川崎 恵美
主査	別宮 愛				

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 それでは、9月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、9月の諸報告をさせていただきます。 8日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 13日、宮崎県農業会議常設審議委員会が宮崎県トラック協会で開催され、会長が出席されました。 15日、農業者年金加入推進特別研修会がJAアズムホールで開催されました。 22日、4・5条現地調査検討会、第2小委員会を開催しました。 本日、9月定例総会であります。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	7番	議長、7番。 9月8日、午前9時より役場第3会議室で13番委員と農家相談を行いました。相談件数は、2件でした。 <農家相談 報告>
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、本日は、6番 橋口 裕二(はしぐち ゆうじ)委員、7番 佐光 真美(さみつ まみ)委員を指名いたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限り したいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第51号 3条許可	議長	【日程第4】議案第51号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第51号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、4件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、申請案件に対する農地法第3条許可の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	ここで、議長を交代します。 ＜ 2番委員に議長交代 ＞ ＜ 1番委員退室 ＞
	議長(代)	1号。
1号 補足説明	13番	議長、13番。 1号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、登り口の稲荷神社階段手前の砂利道、南側の農地から隣接する住宅の周辺8筆になります。渡人が受人の親から購入したもので、渡人も土地の管理が難しく、今回受人に購入した金額で売買するものです。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願い申し上げます。
	議長(代)	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長(代)	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長(代)	全員賛成と認めます。
	議長(代)	1号 については、許可することといたします。
	議長(代)	ここで 1番 委員の入室を許可します。 ＜ 1番 委員入室 ＞
	議長(代)	ここで、議長を交代します。
	議長	次に、2号。
2号 補足説明	14番	議長、14番 2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。受人の亡くなられた親族の農地に、渡人の農地がありましたので今回購入するものです。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いたします。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、許可することといたします。 次に、3号。
3号 補足説明	10番	議長、10番。 3号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。調査内容につきまして電話で確認しましたが、何ら問題はありませんでした。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。
		御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号 については、許可することといたします。次に、4号 。
4号 補足説明	2番	議長、2番 。 4号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。3条での賃貸借になりますが、受 人の方は中間管理機構を通しての契約を希望されたよう ですが、渡人が相対での契約を望まれたようです。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の すべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よ ろしくお願いいたします。
	議長	4号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	4号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第52号 4条承認	議長	【日程第5】 議案第52号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第52号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の、承認申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第2小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第2小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	7番	議長、7番。 第2小委員会の委員長報告を行います。 9月22日午前9時00分より第3会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。この案件については、建物が建っているため、始末書条件で許可相当と判断しました。 詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第2小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	18番	議長、18番。 1号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は番野地の国道10号線沿いに丸三モータースがあり、その場所になります。 これは平成17年に車庫を建築して現在に至っております。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されますが、申請地に替えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため立地基準を満たし、かつ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>1号 については、承認することといたします。</p>

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第53号 5条承認	議長	【日程第6】 議案第53号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第53号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、5件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第2小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第2小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	7番	議長、7番。 第2小委員会の委員長報告を行います。 9月22日午前9時00分より第3会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。 2号、4号、5号については許可相当、1号、3号については建物が建っているため、始末書条件で許可相当と判断しました。 詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第2小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	18番	議長、18番。 1号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。先ほど審議しました4条の案件と同じ場所になります。 これは平成元年より中古車置き場として使用して現在に至っており、今回売買するものです。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されますが、申請地に替えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため立地基準を満たし、かつ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいいたします。</p>
	<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>1号 については、承認することといたします。次に、2号。</p>
<p>2号 補足説明</p>	<p>8番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議長、8番。</p> <p>2号 について補足説明いたします。内容は、記載のとおりです。場所は、津野電気を左折した住宅の中にあります。この場所は、以前無断で建物を建築していた件で総会で審議しております。今回、建物を全部撤去して、受人が住宅を建設するという事です。</p> <p>都市計画法第8条第1項第1号に規定する、用途地域が定められている区域内の農地第3種農地であります。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいいたします。</p> <p>2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p>

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	2号 については、承認することといたします。 次に、3号。
3号 補足説明	2番	議長、2番。 3号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、坂の上の交差点から駅の方に向かい、坂の上のごみ集積場に向かう道路の角の家になります。 渡人と受人の親同士が兄弟で、住宅を建設する時に、諸事情から土地の名義を変更することが出来ずに今日に至っております。今回、贈与し是正するものであります。 申請地の農地の区分は、集团的に存在する農地その他良好な営農条件を備えているため第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであるため、許可の例外に当たるものと考えられます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問は、ございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号 については、承認することといたします。
	議長	ここで 11番 委員の退室を求めます。 < 11番 委員退室 >
	議長	次に、4号。
4号 補足説明	16番	議長、16番。 4号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、鍛冶の別府から三日月原に下りていく坂の突き当たりに豚舎があります。その右側、名貫川沿いの田になります。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地から第2種農地と判断されますが、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため、立地基準を満たし、かつ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はありません。ご審議よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>4号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>4号 については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>ここで 11番 委員の入室を許可します。 < 11番 委員入室 ></p>
	議長	<p>次に、 5号 。</p>
5号 補足説明	10番	<p>議長、10番。 5号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、菅原の押川さんが使用していた牛舎を受人に売却した場所になります。</p> <p>申請地の農地区分は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべきとして定められた農地のため農用地区域内農地と判断されますが、農用地利用計画として指定された用途に供する場合であるため、立地基準を満たし、かつ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はありません。ご審議よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>5号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	5号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第54号 集積(所有権)	議長	【日程第7】議案第54号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第54号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」その 提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する 法律(令和4年5月27日法律第56号)改正附則第5条第1 項の規定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求め るものでございます。 本案件の申請件数は、6件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の 農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定 された集積計画の御決定をいただきますよう、よろしくお願 い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	14番	議長、14番 1号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。該当地は、飼料作物が収穫して ありました。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3 項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく 御審議方お願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、決定することといたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
		次に、2号。
2号 補足説明	6番	<p>議長、6番。</p> <p>2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。次の3号にも関連しますが、譲受人は畑の規模拡大を希望し、譲渡人は田の規模拡大を希望していることから双方の意見が合致し、今回の交換となったようです。対象の面積が若干差がありますが、双方合意の上、対等交換として了承したという事です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、決定することといたします。 次に、3号。
3号 補足説明	6番	<p>議長、6番。</p> <p>3号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。2号で説明した内容と同じです。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	3号 については、決定することといたします。 次に、4号。
4号 補足説明	15番	議長、15番。 4号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。特例事業による一時貸付の期間満了による売買になります。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	4号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	4号 については、決定することといたします。 次に、5号。
5号 補足説明	10番	議長、10番。 5号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、松原の点滅信号から通山の方面に向かった牛舎近くの道端になります。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	5号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	5号 については、決定することといたします。
	議長	ここで、議長を交代します。 < 2番委員に議長交代 > < 1番 委員退室 >
	議長(代)	次に、6号。
6号 補足説明	10番	議長、10番。 6号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、5号で説明した場所の近くの道端の土地になります。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長(代)	6号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長(代)	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長(代)	全員賛成と認めます。
	議長(代)	6号 については、決定することといたします。
	議長(代)	ここで 1番 委員の入室を許可します。 < 1番 委員入室 >
	議長(代)	ここで、議長を交代します。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第55号 促進(中間)	議長	【日程第8】 議案第55号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第55号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、10件でございます。 内訳は、更新が1号から8号までの8件、新規が9号から10号までの2件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 新規案件につきましては、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
1号から8号	議長	提案理由の説明が終わりました。 1号から8号 までの更新案件について、御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号から8号 については、承認することといたします。
	議長	引き続き、9号からの新規案件について、担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	ここで 8番 委員の退室を求めます。 < 8番 委員退室 >
	議長	9号、10号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
9号、10号 補足説明	18番	<p>議長、18番。 9号、10号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。使用貸借となっておりますが、対象農地が隣接地より高くなっており、高い所で3メートル程ありました。高土手で入り口も段差があり、条件が良くないので荒らさないように管理してもらえればという事でした。現在はサツマイモが植えられていました。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>9号、10号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>9号、10号 については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>ここで 8番 委員の入室を許可します。 < 8番 委員入室 ></p>

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第9】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について報告いたします。 交換のための解約が2件、借り手の都合による解約が5件、 売買のための解約が4件の計11件の解約でした。
	議長	「合意解約」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「10月の行事予定」について報告いたします。
	議長	「10月の行事予定」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、 令和5年9月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。